

入所基準(条例)の実例①(神奈川県横浜市)

《人口365万人(平成20年9月1日現在)、待機児童707人(平成20年4月1日現在)》

5 保育所の入所選考基準

〔基準の考え方〕		その他の世帯状況	
＊ランクは、A B C D E F Gの順に入所の順位が高いものとします。 ＊お父さん、お母さんでランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 ＊同居している祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できない事を証明する診断書等を提出することが必要です。 ＊障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途に選考します。 ＊選考に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Gの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。		【ランクアップ項目】 ①から④は各項目1ランクずつ、⑤は2ランク、最高で2ランクまでアップします。 ※左記「9」とり親世帯等が適用される場合はランクアップはなし ①ひとり親世帯等 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業 ④横浜保育室・家庭保育福祉員・認可乳児保育所等の卒園児(卒園時に育児休業をとっており、育児休業明けで認可保育所へ申込みしている場合を含む) ⑤育休のため退所し、再入所する場合 ①～⑤は優先順位ではありません。	
お父さん、お母さん(※1)が保育できない理由、状況			
1 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	A	【同一ランクで並んだ場合の選考】 同一ランクで並んだ場合は以下の状況を調整指数により、選考する。(裏面参照) ①市内在住 ②保育の代替手段 子育て支援者となる同居親族の有無など ③世帯の状況 被介護者の有無など ④就労状況 夜勤を伴う変則勤務の有無など ⑤ひとり親世帯等 ⑥きょうだいの状況 きょうだい同一施設入所や多子世帯など ⑦課税所得金額 ①～⑦は優先順位ではありません。
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	B	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	C	
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	D	
2 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	B	
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	C	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	D	
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	E	
3 産前産後	お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	D	
	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A	
4(1) 病気・けが	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	B	
	通院加療を行い、1日4時間、週4日以上安静が必要で保育が困難な場合。	E	
	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A	
4(2) 心身の障害	身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B	
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E	
	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A	
5 親族の介護	臥床者・重度心身障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。	A	
	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。	B	
	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。	E	
6 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	A	
7 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	D	
8 求職中	求職中(入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。)	G	
9 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。(求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。)	A	
10 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	A(※2)	
(※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。			
(※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として選考します。			

6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

(平成20年1月改定)

※ 同一ランクで並んだ場合は、以下の項目に該当する場合に「調整指数」としてそれぞれの項目に点数をつけます。
 ※ この点数が高い方から順番に選考します。なお、調整指数の点数が高い方であってもランクの逆転はありません。

	内容		備考
保育の代替手段	申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1	保育の代替手段については、左記のうち主たるもの1項目のみを適用します。
	転園(転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のための場合は除く、認定こども園からの転園は含む)	-1	
	横浜保育室、家庭保育福祉員、認可乳児保育所の卒園児(卒園時に育児休業をとっており、育児休業明けで認可保育所へ申込みする場合を含む)	3	
	申込児童を[横浜保育室、家庭保育福祉員、認可保育所、認定こども園]以外へ有償で預けている(一時保育のみの利用は含まない)	2	
	申込児童を横浜保育室、家庭保育福祉員へ預けている(一時保育のみの利用は含まない)	1	
	児童を職場で見ている	-1	
	児童が危険を伴う環境にいる	1	
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合	0	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1,2,3級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1,2,3級のいずれか一つに該当する場合またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	2	元のランクの類型が「心身の障害」のときは加点しません。
	保護者が身体障害者手帳3級以下で保育に著しく負担がかかる場合	1	
	同居家庭内に身体障害者・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて介護している場合(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)	1	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。
	同居家庭内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合(在宅介護に限る)	1	
市内在住	市外在住者(転入予定者は除く)	-8	
就労状況	単身赴任	1	
	両親共に夜勤を伴う変則勤務である世帯	1	
	居宅外自営業であるが、職場が自宅に併設している	-1	
	勤務実績が1か月未満である世帯	-1	
ひとり親世帯等	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合	3	
	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	1	
元(元の)のランクが「9、ひとり親世帯等」の場合	元のランクが「9、ひとり親世帯等」で就労内定の場合	-2	上2行の点数と重複して適用されます。
	元のランクが「9、ひとり親世帯等」で求職中の場合	-7	
きょうだいの状況	既にきょうだいが入所している場合(きょうだいが同一の保育園に入園を希望する場合に限る。)	2	
	既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだい同時に申込みをした場合	1	

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に考慮して選考します。

1	類型間の優先順位(①～⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就労等 ⑨出産 ⑩求職中
2	両親のうち一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯
3	時間的・業務的拘束力の強さ
4	保育の協力者の有無
5	養育している小学生以下の子どもが多い世帯
6	経済的状況(課税所得金額)が低い世帯 ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で判定する場合があります(勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合を除き、証明がある者が優先)

入所基準(条例)の実例②(山口県山口市)

《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

○山口市保育の実施に関する条例 (平成17年条例第95号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としてしていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてしていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

別表

保育園入園選考点数表

社会福祉課

類型	細	目		点数	必要書類	
		時間以上	時間未満			
家庭外労働	週3日以上 の 労働者	8時間以上	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書		
		5時間以上	7			
		3時間以上	5			
	農林業	3時間未満	1町以上		9	①自営業等就労証明書 (2名以上従事の場合は主たる従事者の1/2)
			5反以上		6	
		5反未満	3			
		10町以上	8			
		10町未満	4			
		10町未満	4			
		10町未満	4			
家庭内労働	自営業	従事者	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②自営業等就労証明書 ①内職証明書		
		家族従事者	8			
		3人以上者	5			
		家族従事者	5			
		4時間以上	3			
	内職	4時間未満	2		①母子手帳の写し	
		4時間未満	2			
		4時間未満	2			
		4時間未満	2			
		4時間未満	2			
保護者疾病等	入院	1か月以上	10	医師の診断書または状況を証明するもの		
		週3回以上	7			
		週3回未満	5			
		週3回未満	5			
		週3回未満	5			
	通院	育児不能の時	10		①身体障害者手帳・療育手帳の写し または医師の診断書	
		常時寝たきり	10			
		その他	1			
		1級・2級	10			
		3級	7			
病人の看護等	入院付添	4級以下	5	①身体障害者手帳の写し または医師の診断書 または医師の診断書 または医師の診断書 または医師の診断書 または医師の診断書 または医師の診断書 または医師の診断書 または医師の診断書 または医師の診断書 または医師の診断書		
		1ヶ月以上	10			
		週3回以上	5			
		週3回未満	2			
		週3回未満	2			
	通院付添	常時寝たきり	10		①身体障害者手帳の写しまたは療育手帳の写し または医師の診断書 (ただし家庭内介護のうち、満80歳以上の高齢者介護は書類不要)	
		障害者介護	8			
		障害者介護	8			
		高齢者介護	8			
		その他	2			
災害復旧	災害・風水害・地震など	①災害状況を証明するもの	10	①災害状況を証明するもの		
		②在学証明書・学生書	10			
		③受講証明書または状況を証するもの	1			
資格取得	学校通学・職業訓練等	①受講証明書または状況を証するもの	1	①受講証明書または状況を証するもの		
		②在学証明書・学生書	10			
		③災害状況を証明するもの	10			
その他	高年齢者	75才以上	8	①民生委員さんの証明		
		70才以上	6			
		70才以上	6			
その他	日本での生活が浅く保育が困難な時	75才以上	8	①民生委員さんの証明		
		70才以上	6			
		70才以上	6			

入所基準(条例)の実例③(福井県小浜市)

《人口3.2万人(平成20年8月1日現在)》

保育の質を支える仕組み

保育内容

- 保育所保育指針(ガイドライン)
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

保育環境

- 児童福祉施設最低基準
(職員配置、施設設備等)

職員

- 保育士資格
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)
- 保育士の研修

監査、評価

- 都道府県による監査
- 第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

保育の質の向上のための取組について

1 保育所保育指針の改定(平成21年4月1日施行)

- 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針の改定を行い、これを推進する。

2 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(平成20年3月28日公表)の推進

- 「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」とこととされた。
- これを受けて、今般、国として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進しているところ。

3 保育所の施設設備に関する最低基準の見直し

- 保育所の最低基準における面積基準については、「制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくない」との指摘を受けているところ。
- そこで、機能面に着目した保育所の空間・環境に係る科学的・実証的な検証を平成20年度に行うこととし、この結果を受けて、保育所の施設設備に関する最低基準を見直すこととしている。

4 保育士の確保方策の推進

1 保育士の再就職支援事業(来年度予算概算要求事項)

- (1) 保育士の需給状況等に関する調査研究
今後の保育士の需給状況に関する調査研究を行うとともに、保育士資格を取得していながら就労していない保育士に対して、今後の就労意欲等の調査、再就職に際する問題点等を分析する。
- (2) 保育士の再就職支援研修等
大都市圏(東京・愛知・大阪)に設置する「福祉人材ハローワーク(仮称)」において、福祉人材確保対策の一環として、保育士資格保有者である求職者の再就職支援のために、きめ細やかな職業相談・職業紹介、再就職支援研修をモデル事業として行う。

2 幼稚園教諭免許所持者の保育士資格取得の推進

幼稚園教諭免許取得者が保育士資格を取得するには、指定保育士養成施設を卒業するか、保育士試験に合格することが必要であったが、これに加えて、保育士資格を取得するために足りない単位を別途取得できるようにすることを検討する。